

商標希釈化改正法が成立、即日施行

2006年10月11日
JETRO NY 澤井、中山

6日、米国議会を9月25日に通過した連邦商標希釈化法改正法案(H.R.683)¹が、ブッシュ大統領の署名により成立し、即日施行となった。²

同改正法は、従来の連邦商標希釈化法(FTDA)³における司法判断のばらつきを是正するとともに、商標権者に不利な判断が下された連邦最高裁の判決(03年3月)を覆すべく、著名商標の定義や本法の対象となる要件等を明確化したもの。詳細については既報参照。⁴

(了)

¹ Trademark Dilution Revision Act of 2006 (H.R.683)

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:h683enr.txt.pdf

² http://www.inta.org/index.php?option=com_content&task=view&id=1434&Itemid=111&getcontent=4

³ Federal Trademark Dilution Act of 1995 [P.L. 104-98] (1996年1月16日施行) - 連邦商標法43条(c)の新設及び45条(定義)への追加等からなる規定。「混同のおそれ (likelihood of confusion)」の有無に関わらず、著名商標を希釈する行為に対し、当該行為の差止措置等を認めるものとして新設された規定。

⁴ [2006年9月26日付け知財ニュース「商標希釈化改正法案\(H R 683\)が議会を通過」](#)を参照。